

## 飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、良好な民間賃貸住宅及び立地企業の従業員宿舍（以下「民間賃貸住宅等」という。）の供給を促進し移住定住人口の増加を図るため、民間活力による賃貸住宅等の建設に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間賃貸住宅 各戸において、個人又は法人との賃貸借契約の締結により入居される住宅として、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に規定する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

ア 1戸あたりの専用部分の床面積が25平方メートル以上であるもの

イ 各戸に専用の玄関、トイレ、浴室及び台所が設置されているもの

ウ 敷地内に住戸1戸あたり1台以上の駐車場が確保されているもの

エ 組立式仮設建築物等の簡易なものではないもの

オ 新築（中古資材を使用したものは除く。）であるもの

カ 公共下水道等に接続しているもの

キ 建築基準関係法令の基準に適合するもの

(2) 立地企業 飯綱町内に事業所等を有する法人又は新たに事業所等を設ける法人をいう。

(3) 従業員宿舍 立地企業が自社の従業員の居住を目的に新築するもので、法に規定する長屋及び共同住宅であって、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

ア 1戸あたりの専用部分の床面積が25平方メートル以上であるもの

イ 組立式仮設建築物等の簡易なものではないもの

ウ 新築（中古資材を使用したものは除く。）であるもの

エ 公共下水道等に接続しているもの

オ 建築基準関係法令の基準に適合するもの

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

(1) 町内に民間賃貸住宅等を建設し、所有者となる法人又は個人であること。

(2) 国税、地方税及び地方公共団体へ納付すべき公共料金に滞納がないこと。

(3) 個人の住宅建設者にあつては、当該個人及び2親等以内の親族を入居させない者で

あること。

(4) 法人の住宅建設者にあつては、当該法人の役員等（会社法（平成17年法律第86号）第423条で定める役員等をいう。）及びその2親等以内の親族を入居させない者であること。ただし、従業員宿舎にあつては、この限りではない。

(5) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教法人ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的の達成に支障が生じると町長が認める者は、交付対象としないことができる。

（交付の要件）

第4条 補助対象者が発注する建設業者の要件は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表第1に掲げる建築一式工事に限る。）を受けた法人又は個人であること。

2 補助金の交付の対象となる民間賃貸住宅の要件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 2戸以上の一戸建て住宅又は1棟あたり2戸以上の長屋若しくは共同住宅であること。

(2) 補助事業が完了した日から10年を経過する日までの間（以下「管理期間」という。）賃貸住宅に供すること。

(3) 他の補助金等を受けて建設するものではないこと。

(4) 空き住宅及び空き部屋については、飯綱町が管理する移住定住支援サイトに掲載すること。

3 補助金の交付の対象となる従業員宿舎の要件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 1棟あたり2戸以上の長屋若しくは共同住宅であること。

(2) 管理期間は従業員宿舎に供すること。

(3) 他の補助金等を受けて建設するものではないこと。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、1戸あたりの床面積が25平方メートル以上45平方メートル未満にあつては150万円、45平方メートル以上にあつては200万円とし、1棟あたりの限度額は1,200万円とする。

2 補助対象経費は、民間賃貸住宅等の建築一式工事及び外構工事に要する経費とする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、事前に町と協議した上で、当該対象住宅の建築に係る工事（当該建築を行うために実施する地盤改良又は土地造成に係る工事は除く。）に着手する前に、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設計図書
  - ア 建物付近の見取図
  - イ 建物及び駐車場の配置図
  - ウ 建物の平面図及び立面図
  - エ 建物全体及び各住戸の求積図
- (2) 建築工事費の見積書の写し
- (3) 法第6条で規定する確認の申請書類又は確認済証の写し
- (4) 印鑑証明書
- (5) 町税等の納税を証明する書類
- (6) 交付申請者が個人の場合にあつては、所得証明書
- (7) 交付申請者が法人の場合にあつては、直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本
- (8) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び額を決定し、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第7条 前条第2項の規定により決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、事業の内容を変更、中止又は廃止する場合には、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業変更承認申請書（様式第4号）又は飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、この限りではない。

2 町長は、前項の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業交付決定変更通知書（様式第6号）又は飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（事業の着手）

第8条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかに飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業着手届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（中間検査）

第9条 町長は、当該補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、中間検査を実施できるものとする。

（実績報告書）

第10条 補助事業者は、事業が完了し、法第7条第5項に規定する検査済証の交付を受け、当該賃貸住宅等の登記が完了した場合には、速やかに飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法第7条第5項に規定する検査済証の写し

- (2) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書
- (3) 工事請負契約書の写し（所有者が自ら施工する場合を除く。）
- (4) 事業費の支出を証する書類
- (5) 建物及び駐車場の完成写真
- (6) 住宅管理に関する書類（入居基準、賃貸借予定額、賃貸契約書書式）
- (7) その他町長が必要と認める書類  
（交付金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、当該実績報告書に係る書類の審査及び現地調査等を行い、補助金の額を確定し、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金確定通知書を受けたときは、速やかに飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（新築した民間賃貸住宅等の管理）

第13条 補助事業者は、事業完了から10年間は新築した民間賃貸住宅等の用途を変更し、又は取り壊してはならない。ただし、災害その他の理由により引き続き管理することが困難であると認めるときは、この限りではない。

（交付決定の取消及び返還）

第14条 町長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 管理期間に当該民間賃貸住宅等を取り壊し、改築し、又は用途を変更したことにより、第2条に規定する定義の要件を欠いたとき。
- (4) 民間賃貸住宅等の所有権を他人に譲渡し、若しくは転売した場合であって、管理期間に民間賃貸住宅等の要件を欠き、又は新たな所有者が第3条に規定する補助対象者の要件を満たしていないと認めるとき。

（地位の承継）

第15条 補助事業者が管理期間中であって次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業地位承継承認申請書（様式第12号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 個人である補助事業者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人である補助事業者が合併等をした場合 合併等により設立された法人
- (3) 補助事業者が民間賃貸住宅等を譲渡した場合 その譲受人

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業地位承継承認通知書（様式第13号）により前項各号に定める者に通知するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

飯綱町長 様

交付申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付申請書

次のとおり飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金の交付を受けたいので、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

住宅の名称				
住宅の所在地				
延床・敷地面積	延床面積	m <sup>2</sup>	敷地面積	m <sup>2</sup>
敷地の所有	自己所有・借地 ※借地の場合 借地期間（ 年 月 日～ 年 月 日） 土地所有者 住所 氏名			
住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他（ 造）			
住宅の階数・戸数	階建て 戸			
住戸規模別の戸数	1LDK（ 戸）／2LDK（ 戸）／3LDK（ 戸）／その他（ 戸）			
専用床面積	m <sup>2</sup>			
家賃等予定額	家賃 円（管理費 円）			
工事施工者	住所			
	氏名		電話	
建設予定年月日	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
建設費用	円（工事見積金額）			
補助金申請額	円			

〔添付書類〕

- (1) 設計図書（建物付近の見取図／建物及び駐車場の配置図／建物の平面図及び立面図／建物全体及び各住戸の求積図）
- (2) 建築工事費の見積書の写し
- (3) 法第6条で規定する確認の申請書類又は確認済証の写し
- (4) 印鑑証明書
- (5) 町税等の納税を証明する書類
- (6) 交付申請者が個人の場合にあっては、所得証明書
- (7) 交付申請者が法人の場合にあっては、直近の決算書類、定款及び商業登記簿謄本
- (8) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (9) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

## 誓約書 兼 同意書

私は、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱に基づく補助金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに次のことについて誓約及び同意します。

- (1) 飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱を理解した上で申請し、申請書に記載した事項は全て相違ないことを誓約します。
- (2) 申請条件資格の確認にあたり、町税その他の町の税外収入について飯綱町の各担当に当該納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

飯綱町長 様

交付申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名

⑩

様

飯綱町長

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、下記のとおり決定したので、飯綱町民間賃貸住宅等補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否      可      ・      否
  
- 2 交付決定額      \_\_\_\_\_ 円



年 月 日

飯綱町長 様

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、その内容を変更したいので飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付決定済額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 変更後の補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更の内容及びその理由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(注) 1 変更の内容及びその理由については、できるだけ詳しく記載すること。  
2 変更の内容が確認できる図面、書類等を添付すること。

年 月 日

飯綱町長 様

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、事業を中止（廃止）したいので飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付決定済額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 中止（廃止）理由 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

(注) 1 中止（廃止）理由については、できるだけ詳しく記載すること。

様

飯綱町長

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業交付決定変更通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、下記のとおり決定したので飯綱町民間賃貸住宅等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定済額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 変更後交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第7号（第7条関係）

番号  
年 月 日

様

飯綱町長

### 飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付で中止（廃止）承認申請のあった飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、事業の中止（廃止）を承認したので飯綱町民間賃貸住宅等補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

飯綱町長 様

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業着手届

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた民間賃貸住宅等の建設に着手したので、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 工事施工業者名
- 2 着手年月日 年 月 日
- 3 完了予定年月日 年 月 日

年 月 日

飯綱町長 様

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

### 飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定を受けた飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、事業が完了したので飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第10条の規定により報告します。

#### 記

1 完了年月日 年 月 日

#### 〔添付書類〕

- (1) 法第7条第5項に規定する検査済証の写し
- (2) 土地及び家屋の表示に関する登記事項証明書
- (3) 工事請負契約書の写し（所有者が自ら施工する場合を除く。）
- (4) 事業費の支出を証する書類
- (5) 建物、駐車場の完成写真
- (6) 住宅管理に関する書類（入居基準、賃貸借予定額、賃貸契約書書式）
- (7) その他町長が必要と認める書類

様

飯綱町長

### 飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金確定通知書

年 月 日付で報告のあった飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金について、下記のとおり交付金額を確定したので、飯綱町民間賃貸住宅等補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

飯綱町長 様

補助事業者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の確定通知を受けた飯綱町  
民間賃貸住宅等建設補助金について、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第12条の規  
定により請求します。

記

1 補助金請求額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			



年 月 日

飯綱町長 様

承継者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩  
連絡先電話番号（ ）

### 飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業地位承継承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定を受けた民間賃貸住宅等の地位を承継したので、飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金交付要綱第 15 条の規定により申請します。

#### 記

1 承継前の補助事業者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 承継年月日 年 月 日

3 承継の理由 \_\_\_\_\_

4 添付書類

- (1) 承継の事実を確認できる書類
- (2) その他

様

飯綱町長

飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業地位承継承認通知書

年 月 日付で申請のあった飯綱町民間賃貸住宅等建設補助金事業地位承継について、承認することに決定したので飯綱町民間賃貸住宅等補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。